

令和元年9月5日

自動車局旅客課

消費税率引上げに伴う乗合バス事業者の上限運賃・料金の変更認可について

令和元年10月1日からの消費税率引上げに伴う乗合バス事業者（本省申請分）からの上限運賃・料金の変更認可申請について、令和元年9月5日付けで認可いたしました。

1. 消費税転嫁の基本的な考え方

消費税率引上げ分の運賃・料金への転嫁にあたっては、次のとおり対応する。

- ① 消費税率引上げ分については、事業者の改定申請がされた場合には、運賃・料金への転嫁を基本として対処する。
- ② 端数処理については、合理的かつ明確な方法により行う。また、現行の運賃・料金体系を踏まえつつ、事業全体として110/108以内の増収となるよう調整する。
- ③ ICカード利用の普及を踏まえ、同一区間において、10円単位と1円単位の異なる運賃を設定する場合には、利用者にとってわかりやすい方法で表示し、丁寧な説明を行う。

2. 申請者及び改定率

別紙のとおり。(110/108の増収=改定率1.852%)

3. 実施予定日

令和元年10月1日(火)

【問い合わせ先】

自動車局 旅客課 バス産業活性化対策室 武田、篠塚、高橋
TEL:03-5253-8111(内線41233、41232) FAX:03-5253-1636